

指定管理業務点検・評価シート(R元年度分)

令和2年6月19日

施設名	天神川流域下水道	所在地	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517 外
施設所管課名	水環境保全課	連絡先	0857-26-7400
指定管理者名	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

1 施設の概要

設置目的	天神川流域の市町の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用海域の水質の保全に資することを目的とする。
設置年月日	昭和 59 年 1 月 20 日
施設内容	管理棟、水処理施設、汚泥処理施設、電気設備、放流水管きょ、幹線水管きょ、流量計及びポンプ場
利用料金	なし
開館時間	通年終日運転 (事務室は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)
休館日	通年終日運転 (事務室は、毎週土日曜日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日)

2 指定管理者が行う業務

委託業務の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 天神川流域下水道の処理施設の運転操作等の維持管理業務に関すること 2 下水道の水質分析等に関すること 3 下水道技術者の養成に関すること 4 下水道技術の調査研究に関すること 5 下水道知識の普及及び啓発等に関すること 6 その他上記各事項の目的を達成するために必要な事業
--------------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員：9人、臨時職員：0人〔計9人〕※正職員数には常勤役員1名を含む。		
	理事長 (常務理事兼務1名)	事務局長 (正職員1名)	総務班(事務1名) 管理運営班 (正職員6名) 施設管理担当(4名) 水質・汚泥等分析担当(2名)

4 施設の利用状況

5 収支の状況

(単位：円)

区分		令和元年度	平成30年度	増減
収入	事業収入	県からの委託料	468,522,429	531,742,320
		小計	468,522,429	531,742,320
事業外収入	基本財産運用益	300	300	0
	雑収入（受取利息等）	367	147	220
	小計	667	447	220
計		468,523,096	531,742,767	△ 63,219,671
支出	人件費	52,235,146	55,112,839	△ 2,877,693
	管理運営費	4,967,761	6,240,863	△ 1,273,102
	事業費	411,320,189	470,389,065	△ 59,068,876
	計	468,523,096	531,742,767	△ 63,219,671
	収支差額	0	0	

6 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
経費	・運転管理業務の適正かつ効率的な業務を行い事業経営の効率化に実践的に取り組んだ。 契約電力の見直し（950Kw→900Kw △900千円／年）、電力使用量の低減（送風機の効率的運用、デマンド管理等）、植栽管理業務の業務内容及び管理水準の点検
環境	・汚水、汚泥の適正な処理による放流水質等の保全はもとより、設備の効率的操作、LED照明導入等による省エネ、T E A Sに基づくゴミの減量化等に取り組んでいる。 ・平成28年8月より毎月1回ペースで水処理・汚泥処理等検討会を開催し、業務の充実改善と適切かつ効率的な管理運営の調査・検討に取り組み、職員の人材育成、経費削減を図った。（テーマ：脱水機別の脱水ケーキ含水率と汚泥処理技術について、各処理分区の降雨時不明水量の実態調査について、二軸グラフを用いた処理水質と消費エネルギーの見える化について、反応タンク（AT）の省エネルギーを考慮した運転方法について、省エネを考慮した送風機の運転方法及び処理場の簡易処理について、下水汚泥等のメタン発酵と水素製造の現状と動向についてなど）

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	・施設ホームページや電話での意見受付
利用者からの苦情・要望	対応状況

該当なし	
------	--

利用者からの積極的な評価
特になし

8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
○中期経営計画の実践
平成29年6月に策定した（公財）天神川流域下水道公社の中期経営計画に基づき、管理運営業務の改善と更なる事業経営の効率化に実践的に取り組んだ。
・毎月1回のペースで「水処理・汚泥処理等検討会」を開催し、業務の充実・改善と適切かつ効率的な管理運営の調査検討及びその反映に取り組んだ。
・1号送風機、水中エアレータ等の計画的な分解整備（オーバーホール）や着水井ゲート室設備修繕等の予防保全的修繕に重点的に取り組み、故障の未然防止や主要機器類の長寿命化を図った。
・下水処理に影響を及ぼす事故（故障）はなく、また、令和元年度の故障件数は65件と平成28年度に比べて半減するなど減少傾向にあり、故障原因の究明と予防保全的修繕の充実等が反映されたと考えられる。
・放流水質の維持並びに施設の機能・性能の確保との両立を前提として、電力使用量の低減等のエネルギー管理や汚泥処理の最適化など、管理運営の一層の効率化に取り組んだ。
・天神浄化センター施設見学会や下水道ふれあい教室でのCS（顧客満足度）向上に取り組んだ。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕		
○令和元年度の年間消費電力量は5,012千kwhとなり、対前年度比2.8%減少するなど、省エネの工夫により削減傾向となっているが、運転方法の改善により更に省エネ化を推進するため、現状分析及び消費電力削減手法の調査検討を進める必要がある。		
○県が実施中の汚泥脱水機の改築更新に併せて、脱水汚泥の含水率を可能な限り低減し、搬出・処理コストの削減に取り組む。		
○降雨時浸入水等の不明水について、特に不明水量が多い処理分区を対象とし、県及び市町と連携して、不明水量の時間的変化などの特徴分析と原因調査に取り組む。		

9 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	A	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運転管理業務について、適正に執行している。 機器の老朽化が著しく修理しながらの運転であるが、設備機器類の定期的な点検調整と必要な部品交換や修繕工事・分解整備（オーバーホール）を実施し、故障の未然防止や主要機器類の長寿命化に取り組んでいる。 処理水についても適正な水準を保持している。年間を通じて良好で安定的な下水処理を実施することができている。 (検体数 21,926検体、水質試験回数 407回) T E A S II の登録、男女共同参画推進企業の認定に加え、家庭教育推進協力企業の認定を受け社会的責任の遂行に努めている。 避難、通報、消火等の総合訓練を「天神川流域下水道非常時対策要綱」に基づいて実施。(毎年 1回実施)
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	—	—
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	—	—
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	A	<ul style="list-style-type: none"> 小学生を対象にしたイベント（ぐるり水の探検（親子で東郷ダム等の各施設見学等）、下水道コンクール（下水道に関する絵画・ポスター、習字、標語のコンクール）、下水道ふれあい教室（公社職員が小学校へ出向いて下水道の実験、微生物の観察等））や施設見学を開催し、下水道や環境問題への理解を深めた。 下水道コンクールは流域外を含む中部地区の小学校を対象とし、応募総数は876点。流域内外小学生への下水道啓発に役立っている。 施設見学は見学者用パネルを設置して、分かりやすい説明を心がけている。 ホームページに公社の財務状況、水処理状況等を随時掲載し、安全・安心見える形で公開。
〔収入支出の状況〕	A	<ul style="list-style-type: none"> 管理業務の経営改善と経費削減等による事業経営の効率化に実践的に取り組み、支出の節減を図った。 予算に対して94.4%の執行状況。老朽化が進行しており計画的な修繕に取り組んでいる。
〔職員の配置〕	B	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営業務に必要な体制を確保し、適正な職員配置となっている。 自らが企画した水処理、汚泥処理等検討会を開催し、施設内の様々な分野の業務の充実改善と適切・効率的な管理運営の調査や検討に取り組んだ。（人材育成）
総括	A	<ul style="list-style-type: none"> 委託した管理運営業務については、施設の運転管理業務を始めとして協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 公社が作成した中長期計画に基づき、コスト意識をもって運営が行われていた。

《評価指標》

- A : 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- B : おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
- C : 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
- D : 協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。